

## 関市インターネット接続サービス利用規約

シーシーエヌ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）の利用について、以下のとおり利用規約を定めます（以下「本規約」といいます）。なお、本規約は関市の武芸川、中之保、下之保、富之保、洞戸、板取各地域で本サービスの提供を受ける者（以下「契約者」といいます）に適用するものとします。

### （適用範囲）

第1条 当社は、関市と締結している継続的で安定的なサービスを行うための IRU 契約に基づき、関市が設置した施設を借り受け、本サービスを提供します。

2 契約者は、あらかじめ本規約及び本規約とは別に当社が定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）とインターネット接続サービスに係わる料金表（以下「料金表」といいます）に同意の上、当社と契約を締結するものとします。なお、本規約と約款が抵触する場合は、本規約が優先するものとし、その他の部分については、本規約と約款が同時に適用されるものとします。

### （規約の変更）

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

### （インターネット接続サービスの種類）

第3条 契約者が申込みをすることができるサービスは、料金表に定める光インターネット接続サービスに限ります。

### （当社が行う契約の解除）

第4条 当社は、関市との IRU 契約が解除された場合には、契約者との契約を解除することがあります。

### （引込線及び成端箱の取扱）

第5条 本サービスに必要な引込線（クロージャ〜成端箱間の光ファイバーケーブル）及び成端箱は関市が所有するものですが、本サービスの申込に際し、必要な引込線及び成端箱の設置については関市との間の業務委託契約に基づいて、当社が関市に代わって設置工事の申込を受け付けたうえで、工事を施工するものとします。また、約款において引込線及び成端箱に関し必要となる工事についても同様とします。ただし、平成 22 年 3 月 31 日までに当社へ利用申込をした契約者に限り、引込線及び成端箱の新規設置工事の施工についてはこの限りではないものとします。

2 また、約款所定の工事料金のうち、引込線及び成端箱の工事に関する料金（以下、本料金債権といいますが）は契約者が関市にお支払いいただくものですが、契約者は当社が関市から本料金債権を譲り受けることおよび本料金債権の支払いについては、約款第7章の規定が準用されることを異議なく承諾の上、当社にお支払いいただくものとします。ただし、平成 22 年 3 月 31 日までに当社へ利用申込をした契約者に限り、引込線及び成端箱の新規設置工事に係わる費用についてはこの限りではないものとします。

3 契約者は、引込線の敷設及び成端箱の設置に必要な敷地・所有物を無償で関市に提供するものとします。

4 契約者が賃借する建物で工事を申し込む場合は、事前に建物所有者の承諾を得るものとし、いかなる場合も関市及び当社はその責任を負わないものとします。

5 サービスが解約された場合（第4条による解除を含む）は引込線及び成端箱を撤去するものとし、撤去に必要な費用は契約者が負担するものとします。

平成 22 年 2 月 10 日 現在